

4月15日(木)まで

春の交通安全運動

重点 自転車の安全利用の推進

事故多発!

東通の明田地下道歩道では、自転車と歩行者の衝突事故が多発しています。車道と自転車通行可の標識のある歩道以外の道路では、自転車を降りて通行する必要があります。今一度交通ルールを確認し、マナーを守りましょう。

生活課tel(866)2035

生活課tel(866)2035



INFORMATION

市役所からのお知らせ

水道や下水道の不審な訪問営業にご注意を!

1 家庭を訪問し「水道管や排水管の点検、清掃作業」をしている業者がいるようですが、これは水道局、下水道部とは一切関係ありません。

2 点検後に水道管が汚れているなどと不安がらせ、水道管の清掃を契約させられたという相談が多く寄せられています。点検や清掃などの必要がない場合は、きっぱりと断りましょう。

3 上記のような場合は訪問販売にあたりますので、契約した後でも、8日以内であれば「クーリング・オフ制度」により契約を解除できる場合があります。

水道に関して...水道局サービスセンターtel(823)8431

下水道に関して...下水道総務課tel(864)1411

クーリング・オフ制度...秋田市消費者センターtel(866)2016

問い合わせ

1 緑の大敵「アメリシロ」退治はお早めに!

緑を食い荒らす「アメリシロヒトリ」が現れる時期がやってきました。葉の裏にアメリシロの巣網や幼虫を発見したら、枝を切り落としたり、薬剤を散布して早めに防除しましょう。

市では、4月26日(月)から10月22日(金)までアメリシロヒトリ防除対策室を開設します。地域や町内会で共同防除を行う際に、薬剤付きの動力噴霧機を無料でお貸しします。また、高枝切りばさみは、土崎支所、新屋支所のほか、一部の地域センターでも貸し出しています。なお、貸出・返却日は平日に限ります。台数に限りがありますので、事前に電話でご確認ください。アメリカシロヒトリ防除対策室は大

2 文化選奨の候補者を推薦してください

芸術・学術の分野で活発な創作活動を行い、優秀な作品を発表するなど、すぐれた業績をあげたかたに、文化選奨をお贈りしています。

対象は、秋田市民または秋田市を拠点として活動している個人・団体が、平成15年4月から16年3月までに創作、発表、刊行した作品です。

推薦の締め切りは5月7日(金)です。問い合わせ 文化振興室

☎(866)2246

4 電話加入権の公売

公売に参加されるかたは、印鑑と買受け代金をお持ちください。代理人の場合は委任状が必要です。最低公売価格は、3万円(消費税別)です。とき/4月27日(火)午後1時〜ところ/市役所2階の正庁

なお、都合により公売を中止する場合がありますので、詳しくは納税課納税担当へ。☎(866)2058

5 山火事や原野火災を防ぎましょう

春先は空気が乾燥し、林野火災や空き地、河川敷などの枯れ草が燃える火災が多発します。これらの火災のおも

3 秋田市文化振興助成金 芸術・学術などの文化事業に助成します

平成16年度に市民のみなさんが自主的に行う文化活動に対して助成します。個人・団体は問いません。

申請の締め切りは5月7日(金)です。対象事業や申請方法など、詳しくは文化振興室へお問い合わせください。

☎(866)2246

介護保険料納入通知書をお送りします



4月上旬に、4月から9月まで半年分の介護保険料納入通知書をお送りします。

年金から天引きされるかたと口座振替のかたは2枚綴り、納付書で納めるかたは8枚綴りになっています。今年度の65歳以上のかたの保険料は下表のとおりです。

ただし、9月までの保険料は、算定の基礎となる市民税の課税・非課税の合計所得金額が、まだ確定していませんので、平成15年度と同じ所得段階となります。

合計所得金額が確定した後、下記の保険料額(年額)から、今年4月から9月までの保険料額を差し引いて、10月以降の保険料で調整することになります。

所得段階	対象者	年間保険料額 (月額平均)
第1段階	世帯全員が市民税非課税の 高齢福祉年金受給者など	22,944円 (1,912円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税の 世帯員	34,416円 (2,868円)
第3段階	市民税課税者がいる世帯の 市民税非課税者	45,888円 (3,824円)
第4段階	市民税課税者 (合計所得が200万円未満)	57,360円 (4,780円)
第5段階	市民税課税者 (合計所得が200万円以上)	68,832円 (5,736円)

平成15年度中に65歳になられたかたは、10月から年金天引きに変わる場合があります。今年8月ごろにお送りする保険料の納入通知書でご確認ください

災害などで保険料の減免を希望されるかたは、納期限の7日前までに申請してください(年金天引きの場合は当該月の19日まで)

所得段階が第3段階のかたは、市民税または所得税の申告をしていない18歳~60歳のご家族がいる場合、申告書の提出により第2段階となる場合があります

保険料の納付は便利な口座振替でどうぞ

家族介護用品の対象が増えました

市では、介護用品のうち、紙おむつ、尿取りパット、ドライシャンプー、清拭剤、使い捨て手袋を対象に、月限度額5,000円分まで支給しています。今年度から新たにパンツタイプとフラットタイプの紙おむつが対象品目となりました。

対象 要介護4か5の市民税非課税世帯の高齢者を、ご自宅で介護しているご家族

申請 「注文票」に翌3か月(原則四半期ごと)に使用する希望品目・数量を書いて申請してください。品名は注文票に記載しています。5~7月分は4月15日(木)まで、それ以降は支給される前月の7日までにお申し込みください

配達 申請された介護用品は、申請月の月末までご自宅に配達します

問い合わせ 介護保険課tel(866)2069

緑の募金にご協力を!



3月18日に市役所で行われた緑化功労者の表彰式

みなさんの職場や地域などで行われる「緑の募金」にご協力ください。募金は、5月31日まで。集められた募金は、緑豊かで美しいまちづくりに活用されます...秋田市緑化推進委員会

6

秋田駅西地下自転車駐車場
5月中旬~7月中旬
定期使用できません

イトーヨーカドー西側の「秋田駅西地下自転車駐車場」は、改修工事に伴い5月16日(日)から7月15日(木)まで定期

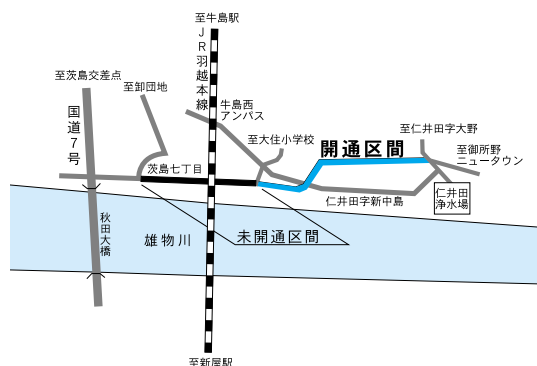
な原因は、たき火、たばこ、火遊びなど。山に入る機会が多くなるこの時期、火の取扱いには十分ご注意ください。なお、廃棄物処理法により廃棄物の野外焼却は原則禁止となっています。問い合わせ 生活課 消防本部予防課☎(823)4247 廃棄物対策課☎(866)2943

7

仁井田の南部中央線
が開通しました

4月1日に仁井田地区の都市計画道路「南部中央線」が開通しました。なお、大型車および高さ3mを超える自動車は牛島西アンプスの交通規制の

使用券での使用ができなくなります。この期間有効な定期使用券をお持ちのかたは、代わりに「アトリオン広場地下自転車駐車場」をお使いいただくこととなりますので、ご了承ください。問い合わせ 生活課 tel(866)2035



未開通区間は平成20年度完成予定です。

問い合わせ 道路建設課tel(866)2133

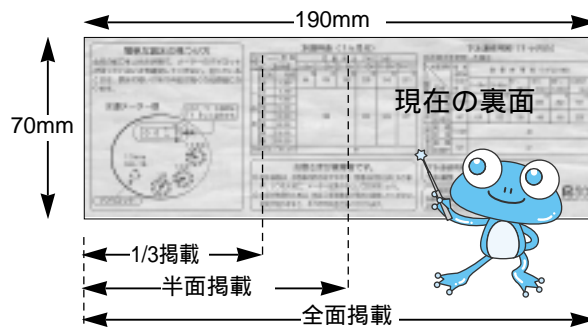
ため、御野場地区から茨島七丁目方向には通り抜けできません。

「水道使用量・料金等のお知らせ」裏面の 広告主を募集します

水道メーターの検針時にお配りしている「水道使用量・料金等のお知らせ」の裏面に広告を掲載(有料)する広告主を募集します。お知らせは、市内全戸(約14万戸)に配られています。

- 募集期間** 4月12日(月)から5月11日(火)まで
- 契約期間** 平成16年10月から17年1月まで
- (掲載期間)** 平成17年2月から5月まで
- 広告料金** 全面掲載 74万円 半面掲載 37万円
1/3掲載 25万円

申し込み 申込書をお送りしますので、水道局営業課計量第一係までご連絡ください。tel(864)7565
 広告主は、掲載内容などの審査を行い、決定します。
 詳しくは、水道局ホームページからご覧いただけます。
<http://www.city.akita.akita.jp/city/wt>



これは掲載できません！
 公序良俗に反するもの
 政治性があるもの
 宗教性があるもの
 風俗営業に関するもの
 選挙運動に関するもの
 社会問題についての主義主張に関するもの
 その他、不相当と認められるもの



7月使用分 から

農業集落排水使用料が変わります

水道使用水量で使用料が決まります

市では、河川や水路の水質保全、農村の生活環境の改善をはかるため、農業集落排水施設の整備を進めています。4月から上北手東部地区の処理施設が運転を開始し、市内農業地域9地区約1,500世帯で使用できるようになりました。

今年度からは、下北手中央地区の整備に着手。今後とも農業集落排水施設の整備と適切な維持管理を行っていくために、7月から農業集落排水使用料を右記のとおり改定します。利用者みなさんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 農業環境整備課tel(866)2116

農業用水路に水が入ります 事故にご注意を！

春の農作業の開始にともない、4月下旬から農業用水路に水が入り、水路の水かさが増えます。水路のそばを通る際は、水路に落ちないように、特に小さなお子さんからは目を離さないようにご注意ください。

また、田園環境の保全をはかるため、ごみの不法投棄は絶対にやめましょう。

現在の使用料は、基本使用料と家族の人数により変動する人員割使用料の併用で決めています。7月分からは下水道使用料と同じように上水道の水道使用水量をもとに使用料を算定します。

利用者のかたには、4月上旬に使用料改定のお知らせを郵送していますので、よくご覧ください。

区分	使用水量	使用料
従量使用料 (1m ³ につき)	11~30	181円
	31~50	226円
	51~100	249円
	101~500	305円
	501~1,000	352円
1,001~	427円	

7月分からの農業集落排水使用料

区分	使用水量	使用料
従量使用料 (1m ³ につき)	11~15	75円
	16~100	142円
	101~500	149円
	501~	160円

地下水などを使用した場合

農業集落排水使用料の計算方法

$$\text{使用料} = \text{基本使用料 (0~10m分)} + \text{10mを超えた分の従量使用料} \times \text{消費税}$$

例えば 1か月に26m³の水道水を使う家庭の場合
 [1,020円 + 181円 × (26 - 10)m] × 1.05 = 4,111円

基本使用料 1m³あたりの従量使用料 10mを超えた使用水量 消費税 1か月分の使用料